

公募型指名競争入札実施要綱

制 定 平成22年4月1日

最近改正 平成26年7月1日

(目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「本法人」という。）が発注する契約について、地方独立行政法人大阪市立工業研究所契約規程（以下「契約規程」という。）第12条の規定により指名競争入札に付して、契約の相手方を決定する方法のうち、入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札によって契約の相手方を決定する方法（以下「公募型指名競争入札」という。）の手續等に必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 公募型指名競争入札の適用範囲は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 不動産以外の物件の買入契約で予定価格の額が40万円を超える契約
ただし、研究に係るものについては、160万円を超える契約
 - (2) 不動産以外の物件の借入契約で予定価格の額が40万円を超える契約
 - (3) 工事又は製造以外の請負契約で予定価格の額が100万円を超える契約
 - (4) 製造請負契約で予定価格の額が250万円を超える契約
 - (5) 業務委託契約で予定価格の額が100万円を超える契約
- 2 単価契約については、予定単価額に予定数量を乗じた額が前項に該当する契約とする。
- 3 前項に係わらず、特名随意契約及び修繕・補修等で緊急を要する契約案件のほか、特に理事長がやむを得ないと認める場合は、適用範囲外とする。

(入札公告)

第3条 入札公告は、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付すべき事項
- (2) 入札日程
- (3) 入札参加資格に関する事項
- (4) 入札参加することができない者に関する事項
- (5) 入札参加申請に関する事項
- (6) 入札指名日及び場所
- (7) 入札・開札日時及び場所
- (8) 入札保証金等に関する事項
- (9) 入札の無効に関する事項
- (10) 入札方法・落札者の決定方法
- (11) 契約条項を示す場所

(12) 入札に関する問合せ先

(13) 前各号のほか入札について必要な事項

2 前項の公告は、本法人のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載するとともに、本法人の玄関掲示板に掲示して公告するものとする。

(入札参加資格)

第4条 公募型指名競争入札に参加しようとする者は、次の各号に定める全ての事項を満たさなければならない。

(1) 入札参加申請時において、当該年度の大阪市入札参加有資格者名簿に当該契約に係る種目に登録されていること

(2) 入札参加申請時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱又は地方独立行政法人大阪市立工業研究所競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置もしくは大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

(3) 当該契約の履行について法令の規定により官公署等の許可、認可等が必要な場合において、当該許可、認可等を受けていること

(4) 当該契約の履行において必要とされる技術者等の配置を行うことができること

(5) 契約の性質上特殊な技術又は機械器具等を必要とする場合において、当該特殊な技術又は機械器具等を保有していること

(6) 本法人が履行実績・工程表・材質検査等の要件を設定した場合において、その要件を満たす者であること

(7) 本法人が会社規模や地域要件を設定した場合に、その要件を満たす者であること

(8) その他、本法人が特に必要とする要件を設定した場合に、その要件を満たす者であること

2 前項にかかわらず、本法人が必要と認める場合は、当該参加資格の審査を受けることができる。

(入札参加申請書類等の交付)

第5条 公募型指名競争入札に参加しようとする者は、入札参加申請受付期間に入札公告に定める場所において入札参加申請書類及び仕様書の交付を受けなければならない。

2 ただし、入札参加申請書類及び仕様書をホームページに掲載した場合は、この限りでない。

(仕様書等に関する質問及び回答)

第6条 仕様書等について質問があり本法人に回答を求める場合は、書面により入札公告に定める提出期限までに受付場所に持参しなければならない。

2 前項の質問に対する回答は、あらかじめ本法人が定める日までにホームページに掲載又は入札参加資格を有すると判断できるすべての者に回答書を送付する方法によって行

う。

(入札参加の申請)

第7条 入札参加申請手続きは入札公告に定めるものとする。

- 2 入札に参加しようとする者は、契約担当において配布する入札参加申請書（以下「申請書」という。）に所定の事項を記載のうえ、入札参加申請受付期間中に契約担当に持参して申請しなければならない。
- 3 第4条第3号から第8号に掲げる公募型指名競争入札参加資格が必要となる案件については、入札参加申請受付期間中にその資格を有することが明らかとなる書類（以下「資格審査資料」という。）を受付場所に提出しなければならない。

(入札参加資格審査及び指名通知等)

第8条 本法人は、入札公告に定める入札参加資格要件について、申請書及び資格審査資料（提出を要する案件に限る。）に基づき入札参加資格を審査する。

- 2 本法人は、前項の審査の結果、入札参加資格を有すると判断できるすべての者に指名通知する。また、入札参加資格を有しない者に対しては、非指名通知する。

(入札参加資格の喪失)

第9条 当該契約に係る入札参加資格を有することについて本法人の確認を受け、前条の規定に基づき指名通知を受けた者が、当該通知日以降、次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約に係る入札に参加することができない。

- (1) 第4条に規定する当該契約に係る入札参加資格を満たさないこととなったとき
- (2) 申請書及び資格審査資料等に虚偽の記載をしたとき

(入札方法)

第10条 入札をしようとする者は、仕様書等を確認のうえ、入札書（申込書）等に必要事項を記入し、かつ、記名押印した入札書（申込書）により入札をしなければならない。

- 2 前項の入札は、公告に定める日時及び場所に出席して行わなければならない。なお、入札にかかる提出書類等の詳細については、本法人担当職員の指示に従うものとする。
- 3 代理人により入札をしようとする者は、その権限を証する書面を提出し、本法人担当職員の確認を受けなければならない。
- 4 入札を辞退する場合は、入札書（申込書）の金額欄に辞退の旨を記入して提出しなければならない。なお、入札辞退を理由として、いかなる不利益な取扱いも受けないものとする。
- 5 一度提出された入札書（申込書）については、訂正、再提出又は撤回をすることは認めない。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 契約規程第27条第1項各号に該当する入札
 - (2) 最低制限価格を設けた入札の場合は、当該価格を下回る価格で行われた入札
 - (3) 現場又は机上説明を受けることが入札参加条件である場合で、説明を受けなかった者がした入札
 - (4) 再度入札の場合に、前回最低入札価格以上の価格で行われた入札
 - (5) 本法人が交付した入札書(申込書)を用いないでした入札
 - (6) 指名通知日以降、落札者の決定までに、大阪市競争入札指名停止措置要綱又は地方独立行政法人大阪市立工業研究所競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札
- 2 無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- 3 入札の効力は、理事長が決定する。

(開札及び落札者の決定)

第12条 開札は、公告に定める日時並びに場所において行うものとし、その結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 3 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに出席入札者に再度の入札をさせることがある。
- 4 最低入札価格が予定価格を超えている場合には、当該最低価格入札者と価格交渉のうえ、落札者を決定するものとする。

(公募型指名競争入札の不成立)

第13条 前条第4項により価格交渉を行い、交渉が成立しないときは、当該入札は成立しない。

(再度の公募型指名競争入札)

第14条 公募型指名競争入札の結果、落札者が決定しない場合及び不成立になった場合は、仕様書の内容等を変更して再度公募型指名競争入札を行うものとする。

(早急に入札を執行する必要がある場合等の措置)

第15条 次の各号に掲げる場合においては、指名競争入札又は随意契約により契約の相手方を決定することができる。

- (1) 公募型指名競争入札の結果、不調又は不成立となり再度公募することが時間的に困

難な場合

(2) 前号のほか特段の事情がある場合

(公募型指名競争入札の取下げ)

第16条 本法人は、落札者を決定するまでは、公募型指名競争入札の契約案件を取り下げることができる。

(契約の締結)

第17条 落札者は、本法人が指定する期限までに契約者名を記入・押印した契約書を提出し、本法人が当該契約書に記名・押印をして契約を締結する。

(契約の解除)

第18条 落札者が決定した後、契約締結までの間に、落札者が大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を行わないものとする。

2 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約の相手方が大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(入札契約結果の公表)

第19条 契約の相手方を決定し、契約を締結したときは、当該入札契約結果をホームページに公表する。

2 前項の公表する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 案件名称

(2) 予定価格(税抜)及び最低制限価格を設けた場合はその価格

(3) 契約の相手方

(4) 落札金額又は契約金額(税抜)

(5) 入札経緯

(6) 入札日又は契約日

3 第1項の公表は、契約締結日の属する年度の翌年度の末日まで行うものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難い事項については、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

2. この要綱による規定は、この要綱の施行の日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集した契約については、なお、従前の例による。